

愛媛県教育委員会 3月臨時会会議録

1 開会の日時及び場所

平成19年 3月13日（火）午後 3時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3時30分開会を宣する。

委員長 教育長報告の平成19年 4月 1日付け教職員人事異動における重点施策について、議案第 5号教育委員会事務局職員の人事について、議案第 6号公立小・中学校長の人事について、議案第 7号県立学校長の人事について、議案第 8号教職員の報賞について、及び議案第 9号平成18年度愛媛県教職員選賞については、人事案件であることから、審議等を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

委員長 議事の進行について、関係者の入退室の都合上、議案第 8号及び議案第 9号を教育長報告の次に審議することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 教育長報告

平成19年 4月 1日付け教職員人事異動における重点施策

高校教育課長 平成19年 4月 1日付け教職員人事異動における重点施策について説明する。

砂田委員 臨床心理士有資格教員数について質問する。

義務教育課長 小中学校に1名いるが、資格を生かすため4月から総合教育センター相談室に配置する旨説明する。

教育長 4月から総合教育センターで全ての電話相談を集約し、相談事業の充実を図るため臨床心理士を配置する旨、今後臨床心理士の資格を有する人材の確保策について検討したい旨説明する。

星川委員 保健室登校の児童生徒の状況について質問する。

義務教育課長 登校はできるが、教室には入ることができない児童生徒がかなりの人数いる旨、そういった児童生徒に対し、空き時間の教員が指導したり養護教諭が指導したりしている旨説明する。

教育長 保健室登校の児童生徒の指導において養護教諭の役割が増していることから、養護教諭の本来の仕事を支援するため非常勤講師を11名配置する旨説明する。

砂田委員 小学校における体育科専科教員の配置校の選定方法について質問する。

義務教育課長 5名程度であり、各教育事務所の所管区域ごとに1人ずつ配置することとし、現在運動分野に熱心に取り組んでいる学校及び今後取り組もうとしている学校に配置する予定である旨説明する。

教育長 本県においては、小学校の基礎体力に係るデータが全国的に低位にあるため、専科教員の配置により取り組み、その効果について検証してみる必要があると考える旨説明する。

(3) 議 事

議案審議

委員長 議案第8号を上程する。

○議案第8号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員280名を報賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 報賞規程の中に、満30年以上勤続し勤務成績良好な者又は特に本県における教育に貢献した者に対して報賞するとあり、指導力不足等教員の認定を受けたまま退職するなど明らかな勤務成績不良の事実があれば報賞の対象としていない旨説明する。

教育次長 勤務成績良好で勤務を全うしたことが、報賞の要件であると考えている旨述べる。

委員長 指導力不足教員の認定を受けたまま退職するような場合は、報賞すべきでないと考える旨意見を述べる。

砂田委員 勤続が30年未満で退職する者については、特に本県におけ

る教育に貢献した者という要件があることから、所属長に当該教職員の功績を報告させているが、何らかの報告さえあればすべての者を報賞の対象としているようにも思われ、実質的には30年以上勤続の者と変わらない取扱いになっていないか危惧する旨、もし、そのような状況であれば報賞のレベルを落とすことにもなりかねないので考え方を整理する必要がある旨意見を述べる。

教育長 勤続30年未満の者については、勤続30年以上の者と遜色ないだけの功績があると所属長が認める場合に報賞することとし、具体的な功績内容の報告を求めることとしたい旨説明する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第9号を上程する。

○議案第9号 平成18年度愛媛県教職員選賞について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県教職員選賞規程第4条の規定により、勤務成績が特に優れた教職員9名を選賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 事務局職員人事異動関係の審議のため、事務局職員の退席を求める。

教育次長、指導部長、文化スポーツ部長、教育総務課長、生涯学習課長、義務教育課長、高校教育課長、人権教育課長、障害児教育課長、文化振興課長、文化財保護課長及び保健スポーツ課長退席する。

委員長 議案第5号を上程する。

○議案第5号 教育委員会事務局職員の人事について

委員長 議案説明を求める。

教育長 平成19年4月1日付け教育委員会事務局職員の課長級以上の人事異動についての原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者の着席を求める。

教育次長、指導部長、文化スポーツ部長、義務教育課長着席する。

委員長 議案第6号を上程する。

議案第6号 公立小・中学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成19年4月1日付け公立小・中学校長の人事異動に

ついて原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者以外の退席及び関係者の着席を求める。

義務教育課長退席する。

高校教育課長着席する。

委員長 議案第7号を上程する。

議案第7号 県立学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成19年4月1日付け県立学校長の人事異動について
原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(4)閉 会

委員長 午後5時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。